官

施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)(農林水産省令第六号)

平成二十二年一月二十九日

農林水産大臣 赤松 広隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

「、第五十一及び第五十三」に改め、同表の付表別表二の一の項植物の欄中「及び第五十一」を に次のように加える。 七十三号)の一部を次のように改正する。 五十三 ペルーから発送され、他の地域を経由 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第

合しているもの

果実であつて農林水産大臣が定める基準に適

しないで輸入されるケント種のマンゴウの生

この省令は、公布の日から施行する。